

岩手県監査委員告示第16号

監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 佐々木 大和
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県監査委員告示第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県監査委員 様</p> <p>住所又は居所</p> <p><u>氏名</u></p> <p>連絡先（電話番号）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県監査委員 様</p> <p><u>郵便番号</u></p> <p>住所又は居所</p> <p><u>ふりがな</u></p> <p><u>氏名</u></p> <p>連絡先（電話番号）</p> <p>[略]</p>				
<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1048 767 2049"> <tr> <td data-bbox="145 1048 520 2049">開示の実施の方法</td> <td data-bbox="520 1048 767 2049"> <p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付）</p> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	開示の実施の方法	<p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付）</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1048 1460 2049"> <tr> <td data-bbox="831 1048 1206 2049">開示の実施の方法</td> <td data-bbox="1206 1048 1460 2049"> <p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付）</p> <p><u>（複製物の区分</u> <u><input type="checkbox"/>フレキシブルディスクカー</u> <u>トリッジ（FD</u> <u>）</u> <input type="checkbox"/>光ディスク <u>（CD-R）</u> <input type="checkbox"/></p> <p><u>光ディスクカー</u> <u>トリッジ（MO）</u> <u><input type="checkbox"/>録音テープ</u> <u><input type="checkbox"/>ビデオテー</u> <u>プ）</u></p> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	開示の実施の方法	<p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付）</p> <p><u>（複製物の区分</u> <u><input type="checkbox"/>フレキシブルディスクカー</u> <u>トリッジ（FD</u> <u>）</u> <input type="checkbox"/>光ディスク <u>（CD-R）</u> <input type="checkbox"/></p> <p><u>光ディスクカー</u> <u>トリッジ（MO）</u> <u><input type="checkbox"/>録音テープ</u> <u><input type="checkbox"/>ビデオテー</u> <u>プ）</u></p> <p>[略]</p>
開示の実施の方法	<p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付）</p> <p>[略]</p>				
開示の実施の方法	<p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/>送付による交付）</p> <p><u>（複製物の区分</u> <u><input type="checkbox"/>フレキシブルディスクカー</u> <u>トリッジ（FD</u> <u>）</u> <input type="checkbox"/>光ディスク <u>（CD-R）</u> <input type="checkbox"/></p> <p><u>光ディスクカー</u> <u>トリッジ（MO）</u> <u><input type="checkbox"/>録音テープ</u> <u><input type="checkbox"/>ビデオテー</u> <u>プ）</u></p> <p>[略]</p>				

開 示 を 受 け よ う と す る 窓 口 の 名 称	<input type="checkbox"/> 行政情報セン
	ター
	<input type="checkbox"/> () 行政
	情報サブセ
	ンター
	<input type="checkbox"/> () 行政
	情報サブセン
	ター地域窓口
	<input type="checkbox"/> () 行政
	情報コーナー
<input type="checkbox"/> その他の場所	
(名称	
)	

個人情報の本人の状 況等（法定代理人又 は遺族による請求の 場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
[略]		

[略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏 名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状 況等（法定代理人又 は遺族による請求の 場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
[略]		

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

郵便番号

住所又は居所

[略]	
-----	--

個人情報の本人の状 況等（法定代理人又 は遺族による請求の 場合に記載）	[略]	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

住所又は居所

氏 名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状 況等（法定代理人又 は遺族による請求の 場合に記載）	[略]	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

住所又は居所

氏名
連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

様式第4号（第14条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

住所又は居所

氏名
連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

様式第5号（第15条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

住所又は居所

氏名
連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

ふりがな
氏名
連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第4号（第14条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

郵便番号
住所又は居所

ふりがな
氏名
連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第5号（第15条関係）

[略]

岩手県監査委員 様

郵便番号
住所又は居所

ふりがな
氏名
連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する請求書及び申出書について適用し、同日前に提出した請求書及び申出書については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。